

社会福祉法人 愛の園福祉会
役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人愛の園福祉会（以下「法人」という。）の開催する次の各号いずれかに該当する会議等に出席するものの出席に要する費用の支給はこの規程の定めるところによる。

- (1) 法人の開催する理事会・評議員会・監事会及び評議員選任解任委員会
- (2) 法人の開催する講習会、研修会等
- (3) その他、理事長が認める事項

(報酬及び費用弁償)

第2条 報酬及び費用弁償の額は次のとおりとする。

- (1) 理事・評議員・監事・評議員選任解任委員 日当 10,000 円
但し、監査を行った場合の監事の報酬の額は日当 15,000 円とする。
 - (2) 講習会、研修会等の講師 10,000 円～20,000 円
 - (3) 役員等の報酬 常勤理事長 月額 1,200,000 円
- 2 上記の各号に掲げるものには別に自家用車を使用する場合は、1km 当たり 20 円を燃料費として支給する。
- 3 前項に掲げるものの他、遠距離のため宿泊を必要とする場合には旅費規程による食卓料、航空賃、船賃を支給することができる。

附 則

この規程は、平成 9 年 11 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

社会福祉法等の一部を改正する法律（平成 28 年 3 月 31 日法律第 21 号）附則第 9 条の規定により行う評議員の選任における評議員選任解任委員会は、本規程を適用する。

この規程は、平成 29 年 6 月 22 日から施行する。